

## ロンドン事務所マンズリーピック(2011年2月)

### 【都市経済に関する3つの報告書】英国

#### (1) 「イングランドの都市の現状」の最終報告書 – 「イングランドの都市に関する情報のアップデート」

#### 背景

2006年3月、イングランドの都市の現状について経済パフォーマンス及び社会的統合等の観点から包括的に調査・分析した政府委託の報告書「イングランドの都市の現状(State of the English Cities)」が発表された。当時の政権党は、ブレア首相率いる労働党であった。

その後、地方自治・コミュニティ省(DCLG)<sup>1</sup>は、都市に関する重要事項について2006年以降の情報・データを見直し、「イングランドの都市の現状」の最終報告書を策定するよう、情報サービス会社「エクスペリアン(Experian)」に依頼した。調査は、「エクスペリアン」の経済政策担当チームが担当し、専門家グループが助言及びフィードバックを行った。専門家グループのメンバーは、リバプール・ジョン・ムーアズ大学附属都市問題欧州研究所の所長であるマイケル・パーキンソン教授、ニューカッスル大学附属都市・地域開発センターのマイケル・クームズ教授、オックスフォード・ブルックス大学のジェームズ・シミー教授であった。

総選挙と政権交代を挟み、「イングランドの都市の現状」の最終報告書は、「イングランドの都市に関する情報のアップデート(Updating the evidence base on English cities)」と題して2011年1月に発表された。報告書は冒頭で、「前回の報告書発行から4年以上が経過し、英国はその間、政治、経済面で大きな変化を経験した。今回の調査では、前回より調査規模は縮小したものの、都市の最重要事項について、新たな情報・データを検討した」と記している。

#### 報告書の主な内容

同報告書の主な内容は以下の通りであった。

都市は依然として、経済成長の重要なけん引役であり続けている。多くの都市は、グローバル化が進む世界において、自らの重要性を低下させず、むしろ高めることができる特性または利点を有している。それら都市は、経済活動及び戦略的意思

---

<sup>1</sup> 副首相府に代わる省として2006年5月に設置。

決定の中核として機能しており、下記に述べるように、ハード、ソフト両面の極めて重要な社会基盤を備えている。

- ・広範囲にわたる専門的サービスまたは商品が提供されている。これらのサービスによって、産業界が様々な社会の変化に対応することが可能になっている。
- ・大学及び研究機関に専門的知識・情報が蓄積されている。これら蓄積された知識・情報が、様々な分野での高度な改革を促進している。
- ・多くの文化的資産、商業施設、住宅がある。そのことによって、居住、事業活動、学業を行うのに望ましい場所になっている。
- ・空港に近接している。
- ・インターネットのブロードバンド普及率が高い。

こうした利点を有するにも関わらず、イングランドの都市の現状は、地域によって様々である。2006年発表の「英国の都市の現状」では、イングランドの都市が経済、社会、地域再開発の面で抱える長期的問題が取り上げられていたが、それらの問題は今でも存在する。

過去10年間、幾つかの分野では、都市のパフォーマンスが改善した(例えば多くの都市における雇用改善、失業率及び犯罪発生件数の減少など)。しかし、近年の不況によってそれらの改善にブレーキがかかり、特に経済成長の鈍化、失業率上昇などの影響があった。

\* \* \*

2006年の報告書発表以降、都市研究のテーマとして、特定の地域に経済活動が集中する「集積経済(Agglomeration Economies)」と呼ばれる現象に改めて関心が高まっている。また、地域経済の評価は、自治体ごとではなく、経済活動による結び付きによって仮想的に区切った地域を単位として行うべきであるとの新たな見方も出ている。更に、異なる都市間の交流促進による利益を強調する意見も聞かれる。

都市の経済的重要性及び「集積経済」の現象は、様々な分野の政策の実施に最も適切な地理的範囲、及びそれら政策の導入に最も効果的な行政の仕組みに関する議論を引き起こしている。ただし、経済政策における都市への権限委譲がもたらす経済的効果については、また十分なデータが得られていない。

\* \* \*

近年、特に製造業の衰退による産業構造の変化を経験した都市を含む多くの都市は、主に公共部門における雇用創出及び市中心部の再開発による小売部門と建設部門の活性化に頼って経済成長を遂げている。全体的に見て、特に以前から失業率が高い地域では、不況による影響が非常に深刻である。厳しい経済情勢によって、一部の地域では、そもそも就職口が限られていることが慢性的な高失業率の原因であるという事実も浮かび上がってきた。

更に指摘できることは、近年の不況の影響で、地域再開発計画への投資が減少していることである。銀行の貸し渋り及び企業にリスク回避の傾向が高まっていることから、民間部門の地域再開発プロジェクトへの投資意欲は低下している。また、中央政府からの地域再開発向け補助金も減少している。

調査で浮かび上がった都市における長期的な問題の幾つかは、近年、より緊急性を増している。高齢化の進展及び移民の増加による都市経済への影響は、以前より遥かに重要な問題になりつつある。また、気候変動への関心も高まっており、都市は、新たな法律によって、温暖化対策への取り組みを奨励されている。

## (2) 「コア・シティーズと地域産業パートナーシップ — その可能性と危険性」

### 背景

1995年、ロンドン及びイングランド南東部以外の地域に位置する主要8都市の連合組織として、「コア・シティーズ・グループ(Core Cities Group)」が結成された。この8都市とは、バーミンガム市、ブリストル市、リーズ市、リバプール市、マンチェスター市、ニューカッスル・アポン・タイン市、ノッティンガム市、シェフィールド市であり、全て一層制の自治体である大都市圏ディストリクトまたはユニタリーである。これらの都市は、大都市であることによる特別な法的地位は付与されておらず、権限及び義務は他の一層制自治体と同じである。

### 報告書の主な内容

2011年1月、「コア・シティーズ・グループ」が、コンサルタント会社「オックスフォード・エコノミクス(Oxford Economics)」に依頼して行われた調査の結果報告書が発表された。調査は、「コア・シティー・グループ」のメンバー都市である8都市が参加している「地域産業パートナーシップ(LEPs)」の実施地域を単位として、それら地域の経済成長予測を調べることなどを目的としていた。「地域産業パートナーシップ」とは、地域の経済開発促進を

目的とする自治体及び民間企業のパートナーシップであり、廃止が決まっている「地域開発公社 (Regional Development Agencies、RDAs)」に代わる組織として、現在、イングランド全土で設置が進められている。「地域産業パートナーシップ」の実施地域を単位として地域の経済成長予測を分析した調査はこれが初めてである。

報告書の主な内容は下記の通りである。

「コア・シティーズ・グループ」のメンバーである 8 都市の今後の経済情勢については、2 つの可能性が考えられる。一つは、現在の状況が当分継続するというシナリオである。この予測では、経済情勢はいずれ好転するが、それは困難で、かつ長い期間を必要とし、また、英国の長期的な経済的繁栄に必要とされる要素は達成できないと考えられる。二つ目は、輸出の増加、地域の労働市場における職業技術の向上、インフラ投資などの「経済成長要素 (growth factor)」が満たされ、経済回復が実現できるというシナリオである。「コア・シティーズ・グループ」は、経済回復の最善のシナリオの実現に必要とされる「経済成長要素」の多くは、都市及びそのパートナー組織に中央政府がより多くの自由裁量及び権限を委譲し、資金を提供することによってのみ満たすことができると主張している。

「コア・シティーズ・グループ」のメンバーである 8 都市は、英国全体の経済成長促進に重要な役割を果たしている。既に、英国の国内総生産 (GDP) の約 4 分の 1 は、「コア・シティーズ・グループ」のメンバー都市を含む「地域産業パートナーシップ」の実施地域で産み出されているが、更に多くの経済活動を行い、より多くの付加価値を産むことが可能であると考えられる。今後 10 年の間に、これら 8 都市は、新たに 100 万の雇用を創出し、更に 440 億ポンドの「総付加価値 (Gross Value Added、GVA)」<sup>2</sup>を産み出すことが可能であると試算される。

更に言えることは、英国経済は既に回復に向かいつつあるが、まだ脆弱な状態にあり、都市は、公共部門における雇用喪失と消費者支出の減少という深刻で長期的な脅威に直面しているということである。

失業者の増大による福祉予算の逼迫は大きな懸念事項である。しかし、失業者増加の一方で、専門的技術・知識を提供するサービス産業は、多くの雇用を創出できる可能性を有している。

最後に付け加えると、都市における技術・知識の蓄積とインフラ設備の改善は、

---

<sup>2</sup> 一つの地域または産業分野、単一の企業などが生産した商品・サービスの価値から原材料費など生産費を引いたもの。国内総生産 (GDP) と違って、商品・サービスに対する税金、補助金は算入されない。

都市の競争力を高めている(しかし同時に、都市の行政コストを増加させた)。経済情勢が変わりゆく中、都市における経済政策の調整は極めて重要である。公共支出が削減され、消費者信頼感が低下している現在、都市における経済政策の調整には、公共部門における強力なリーダーシップと、職員による支援が必要である。

### (3) 「2011年版都市の展望」

#### 背景

都市政策に関する調査・研究を行う独立のシンクタンク「都市センター(Centre for Cities)」は2011年1月下旬、「2011年版都市の展望(Cities Outlook 2011)」を発表した。「都市の展望」とは、「都市センター」が地方自治体協議会(LGA)の支援のもと毎年発表している英国64都市の経済パフォーマンスに関する報告書である。

#### 報告書の主な内容

報告書の主な内容は下記の通りである。

今後、民間主導の景気回復が最も期待できる都市は、ミルトン・キーンズ市、レディング市、アバディーン市、リーズ市、ブリストル市の5都市である。これら5都市は、他都市に比べて、公共支出削減及び公共部門での雇用喪失に対する耐性があり、適切な権限及び自由裁量を与えられれば、国全体の景気回復により大きく貢献できると考えられる。

大都市は、今後も英国経済にとって重要な役割を果たし続けると考えられる。英国の民間部門における雇用の3分の1以上(37%)は、英国の11の大都市(ロンドン、バーミンガム市、ブリストル市、エジンバラ市、グラスゴー市、リーズ市、リバプール市、マンチェスター市、ニューカッスル・アポン・タイン市、ノッティンガム市、シェフィールド市)で創出されている。

反対に、他都市と比較して公共支出削減による打撃がより大きく、国内経済が回復を果たしても、当分はその恩恵を十分に受けることができないであろうと考えられる都市は、サンダーランド市、リバプール市、ウィラル市内バーケンヘッド地区<sup>3</sup>、スウォンジー市、ニューポート市の5都市である。これらの都市は、住民の職業技術のレベルが低く、企業活動が不活発である。また、労働者全体に占める公共部門職員

---

<sup>3</sup> イングランド北西部ウィラル(Wirral)市内の一地区。

の割合及び就労人口全体に占める求職者手当受給者の割合が高い。

## 【財政難を背景に全国で観光促進業務の縮小の動き】英国

英国では、政府が巨額の財政赤字削減を目的とした大規模な公共支出削減に着手していることで、地方自治体が財政難に直面している。各地の自治体は、あらゆる分野の業務の予算削減を検討せざるを得ない状況に陥っており、住民からは、地域の公共サービス削減の動きに対し、怒りの声が上がっている。こうした事情を背景に、多くの自治体では、法的義務ではない観光振興業務が、予算削減の格好のターゲットとなっている。

1969年制定の「1969年観光振興法 (Development of Tourism Act 1969)」は、自治体に対し、管轄地域内に観光案内所 (tourism information centres, TICs) を設置、運営する権限を与えた。当時、英国では欧州大陸への旅行の人気の高まっており、観光案内所の設置は、英国人の旅行先を海外から国内へシフトさせる試みであった。同法の施行後、英国の多くの地域で、街の中心部に観光案内所が設置された。同法ではまた、英国観光庁 (British Tourist Authority)<sup>4</sup>の設置も規定された。

2月上旬の「ガーディアン」紙掲載の記事によると、同紙が取材した多くの自治体では、近い将来、観光案内所を閉鎖することを計画している。一部の自治体は、従来の観光案内所の規模を縮小し、公共施設の一角に窓口を設けるなどの形を取った「観光案内ポイント (TIPs)」を設置する見込みである。多くの地域で観光案内所が閉鎖に追い込まれている背景には、自治体または地域の観光局等が運営する観光情報ウェブサイトの利用が増えており、これまで観光案内所が果たしていた役割をかなりの程度、担っているという事実がある。このため、人件費、賃貸料を含めた多額の経費が掛かる観光案内所の必要性が疑問視されるようになっている。

しかし、地域の関係者からは、インターネットの利用もさることながら、観光促進にはより革新的な手法が必要であると訴える声も出ている。例えば、イングランド北部グレーター・マンチェスター地域の観光局である「ビジット・マンチェスター (Visit Manchester)」のポール・シンプソン最高責任者は、2010年6月にマンチェスター市中心部に開設された観光案内所の例を挙げている。同観光案内所は、米アップル社の直営店であるアップル・ストアをモデルにしたモダンなデザインが話題を呼び、1日あたり1000人もの訪問者を集めている。シンプソン最高責任者は、新観光案内所の人気の高い理由に、「(若者に人気のロックバンドのボーカリストである) リアム・ギャラガーが手掛けるファッション・ブランドの商品のほか、サッカーチームのマンチェスター・ユナイテッドやマンチェスター・シティのグ

<sup>4</sup> 英国観光庁の現在の名称は「ビジット・ブリテン (Visit Britain)」である。

ツズを販売している」ことなどを挙げている。

しかし付け加えると、この新しい観光案内所に関しても、イングランド北西部全体をカバーする観光局である「ビジット・ノース・ウェスト」は、資金不足のため、グレーター・マンチェスター地域内の他の観光案内所を閉鎖することを条件として、設置に必要な資金を提供したという事情がある。また、同地域では2月末、財政難を背景に、観光振興、投資促進等を担う6つの機関を統合し、3つの機関に再編成するとの計画が明らかになっている。「ビジット・マンチェスター」は、マンチェスター市のプロモーションを担う「マーケティング・マンチェスター」と統合し、単一の機関になる。このような地域プロモーション機関統合の動きは、英国各地で最近、しばしばみられている<sup>5</sup>。

また、英国でも有数の観光地として知られているイングランド南西部コーンウォール市でも、観光案内所の廃止が検討されている。これについて、地方自治体を含む公共部門の労働組合である「ユニゾン(Unison)」のイングランド南西部支部の職員は、次のように述べている。

「コーンウォールは観光業に依存しており、恐らく同市で最大の産業である。コーンウォールの地元企業や商店の多くは、観光案内所の支援なしでは生き残ることはできないだろう。また、コーンウォールを訪れる観光客には、宿泊先が決まっていない人も多く、彼らにとって、観光案内所は必要不可欠な存在である」

更に、イングランド北部のチェシャー・ウェスト・アンド・チェスター市、チェシャー・イースト市及びウォリントン市<sup>6</sup>の観光促進を担う「ビジット・チェスター(Visit Chester)」が設置していた観光案内所は、最近改装され、多くの観光客が訪れていたにも関わらず、やはり財政難を背景に、2011年4月より、官民のパートナーシップで運営されることになった。同地域の観光案内所は今後、観光情報提供のほか、同地域のイベントのチケット販売も行うことになる。また、「ビジット・チェスター」のウェブサイトを通じた観光情報収集をより促進していく意向である。

\* \* \*

一方、スコットランドでは2月中旬、一部の自治体が、スコットランド全土をカバーする観光局である「ビジット・スコットランド(VisitScotland)」への拠出金の納付を取り止めることを決定したことが明らかになった。それらの自治体の一つであるグラスゴー市は、その理由について、経費削減策の一環であり、同市のプロモーションを担う「グラスゴー市マーケティング局(GCMB)」に資金を投入する必要があるためと説明している。グラスゴー市マーケティング局は2005年に設置された官民のパートナーシップであり、グラスゴーの都

<sup>5</sup> 2011年1月の月例報告書を参照。

<sup>6</sup> 3市は全て、「ユニタリー(unitary)」と呼ばれる一層制の自治体である。

市ブランドの宣伝・周知、観光客増加などで成功を収めている。2年前には、スコットランドの首都であるエジンバラ市も、やはり「ビジット・スコットランド」への拠出金の納付を取り止めている。同市はこの際、拠出金額に見合うだけの恩恵を「ビジット・スコットランド」から受けていないと述べていた。またスコットランド政府は昨年、同組織への補助金額を6.3%削減した。「ビジット・スコットランド」は、自治体によるこうした動きについて、民間部門から多くの資金を得ているため、業務に大きな影響を受けることはなく、今後も「スコットランドの全地域のプロモーションを続ける」と述べている。

しかし、その一方で、スコットランド議会の経済・エネルギー・観光委員会は3月、スコットランド政府及びその他の公的機関による国際業務に関する調査報告書を発表し、スコットランドの32の自治体は、相互に協働し、特に観光、貿易、投資促進などの国際業務により関与すべきであると提言している。

\* \* \*

行政による観光促進業務が財政難の影響で縮小されるという状況は、全国レベルでも見られている。英国政府観光庁である「ビジット・ブリテン (Visit Britain)」はこのほど、英国及び海外の職員について、全体の3割にあたる70人を削減し、10ヵ所以上の海外事務所を閉鎖することを決定した。これは、来年度からの4年間で、「ビジット・ブリテン」への補助金を34%削減するとの政府の決定を受けた措置である。

また、「ビジット・ブリテン」がロンドン中心部のピカデリー地区に設置している観光案内所も、2012年に現在の賃貸契約の契約期間が満了した時点で閉鎖される。「ビジット・ブリテン」は現在、ロンドンのプロモーションを担う新組織「ロンドン・アンド・パートナーズ (London & Partners)」<sup>7</sup>が、ロンドンにおける観光客への観光情報提供業務を担う可能性について、グレーター・ロンドン・オーソリティ (GLA) と協議中であると伝えられている。「ビジット・ブリテン」は、同組織の主な役割は外国人観光客の誘致であり、英国内での観光客への情報提供等のサービスは責務に含まれないと考えている。

閉鎖が決定した海外事務所は、アルゼンチン、チェコ共和国、フィンランド、ギリシャ、香港、ハンガリー、韓国、マレーシア、メキシコ、ニュージーランド、ポルトガル、シンガポール、南アフリカ共和国、タイの事務所である。香港の事務所は、閉鎖のうえ、北京事務所及び上海事務所と統合する。「ビジット・ブリテン」は、これらのほか、世界の21の地域内の24都市に事務所を設置している。「ビジット・ブリテン」によると、英国企業が外国人観光客から得る観光収入のうち、同21地域から来る観光客からの収入が占める割合は80%に上っている。観光情報提供ウェブサイトの利用増が地域の観光案内所を閉鎖に追い込んでいるのと同様、「ビジット・ブリテン」は、今後はインターネット及び携帯電話のアプリケーションが観光情報提供方法の主流となり、観光案内所での窓口対応の需要は

---

<sup>7</sup> ロンドンの海外向けプロモーション業務を担う機関である「ビジット・ロンドン」、「シンク・ロンドン」、「スタディ・ロンドン」を統合し、2011年4月に設置される新組織。2011年1月の月例報告では、「プロモート・ロンドン」との仮称で呼ばれていると伝えたが、最近、正式名称が「ロンドン・アンド・パートナーズ」に決定した。



低くなると考えている。

観光振興業務におけるインターネット等のテクノロジーが果たす役割が拡大している事実について、イングランドの観光局である「ビジット・イングランド (VisitEngland)」のジェニー・マッギー戦略部長は次のように述べている。

「旅行に出掛ける前に、自宅に居ながらにしてインターネットのウェブサイトに必要な情報を得ることができる今の時代に、9時から5時までの間に観光案内所に電話を掛け、誰かが受話器を取ってくれるのを辛抱強く待つ人などいません。技術の進歩と共に、情報源も変化しており、観光振興サービスは、恐らく幾つかの点で、見直しが必要とされています」

しかし、同戦略部長は同時に、人を介した観光サービスの意義も認識しているとして、次のようにも述べている。

「人は一般に、地元の人と触れ合い、彼らから地域に関する情報を得たいと考えるものです。また、利用者個人の目的、状況などに合わせたサービスの価値を軽視することはできません。観光案内所は、地域を代表する存在であり、その廃止または存続の決定は、地域がいかに観光案内所の意義を評価しているかによります」

\* \* \*

最後に付け加えると、文化・メディア・スポーツ省は2011年3月初旬、政府の観光振興戦略をまとめた「英政府の観光政策 (Government Tourism Policy)」と題する文書を発表した。同戦略は、2011年1月初旬にキャメロン首相が概要を発表した英国への観光促進計画を土台としている。同計画は、2012年のエリザベス2世の即位60周年記念及びロンドン・オリンピックを観光促進の好機と捉え、今後4年間で、①外国人観光客を400万人増加させる ②外国人観光客から英企業にもたらされる観光収入を20億ポンド増加させる ③英国の観光業界に新たに5万の雇用を創出する——との目標を掲げている。これにより、英国の主要産業の一つとしての観光産業の位置付けを確固たるものにしたい考えである。

戦略文書に掲げられた政府の観光客誘致策は下記の通りである。

・5月の最初のバンク・ホリデーを他の時期に移動させることによって観光シーズンの長期化を図る計画について、意見集約作業を実施する。新しいバンク・ホリデーの案には、①4月23日の聖ジョージの日をイングランドのバンク・ホリデーとし、同時に3月1日の聖デービッドの日をウェールズのバンク・ホリデーとする ②10月のハーフターム中に「トラファルガーの日」として英国全土のバンク・ホリデーを設定する——

の2つがある<sup>8</sup>。

- ・観光業界で、見習い職業実習 (apprenticeship) 及びスキル向上のための講習・研修が行われる機会を増やすことにより、観光業界の職業技術向上を図る。
- ・観光ビザ取得手続きの簡素化、迅速化、簡便化を図る。
- ・長年にわたり各地に設置されている観光局を再編成し、より小規模な観光業界と政府のパートナーシップを設置する。パートナーシップは、民間の主導で運営され、これまでは実現できなかった、より焦点を定めた効果的な観光促進キャンペーンを展開する。
- ・英国で最も人気の高い観光地であるロンドンに匹敵する国内の観光地を開拓し、英国の観光地の選択肢を拡大する。これにより、ロンドン以外の地域の潜在的な観光客誘致・受け入れ能力を引き出す。

同文書には更に、下記のような方針も掲げられている。

- ・観光業界による最新のテクノロジーを利用した観光情報の提供を支援する。 아이폰及びアンドロイド向け観光情報アプリケーションを作成し、あらゆる観光地に関して、ホテル、レストラン等の目的地へのルート検索を現在より遥かに簡単に行えるようにする。
- ・観光業界の規制緩和を目的として、観光関連企業の幹部等で構成される作業部会を設置する。作業部会は、観光業界の発展を妨げていると考えられる規則、監査報告義務、書類提出義務などの規制事項を特定する。政府は、それら規制事項のうち、可能な限り多くを、廃止、軽減、または制度変更することを目指す。

## 【マーケット・タウンに関する報告書が発表に】英国

「地方部コミュニティ委員会 (Commission for Rural Communities)」は、社会、経済、環境面から分析したイングランドの地方部 (rural area) の現状及び変化についてまとめた「地方部の現状 (State of the countryside)」と題する報告書を毎年発表している<sup>9</sup>。

<sup>8</sup> 「バンク・ホリデー」とは英国の公休日である。5月は、最初と最後の月曜日がバンク・ホリデーに設定されている。「ハーフターム」とは、公立小・中学校の学期の中間休みであり、各学期中、1週間の「ハーフターム」が設けられている。

<sup>9</sup> 英語の「rural area」及び「countryside」には、「田舎」、「都市以外の地域」、「比較的未開発な地域」などの意味が

「地方部コミュニティ委員会」とは、イングランドの地方部のニーズが政府の政策に反映されるよう、独立の立場から政府に助言することを役割とする法定組織である。2005年4月に「田園地域庁(Countryside Agency)」の一部門として設立され、その後、「2006年自然環境・地方部コミュニティ法(Natural Environment and Rural Communities Act 2006)」の施行により、2006年10月に独立の外郭団体となった<sup>10</sup>。昨年5月の総選挙で誕生した保守党と自由民主党の連立政権は、これまでに多くの外郭団体の廃止を決定しているが、「地方部コミュニティ委員会」は、政権発足直後の昨年6月に廃止が決定された一連の組織の中に含まれていた。同委員会の機能は、廃止後、環境・食糧・農村問題省(DEFRA)に移管されることになっている。

\* \* \*

報告書「地方部の現状」は、「田園地域庁」が1999年に初めて策定し、2010年分は7月に発表された。「地方部コミュニティ委員会」の廃止決定を受け、今回が最後となった「地方部の現状」のテーマは、「マーケット・タウン(market towns)」であった。2011年2月に発表された同報告書の要約版には、下記のように記されていた。

\* \* \*

マーケット・タウンは、地方部の多くの地域において、住宅地及び雇用創出の場として重要な役割を果たしており、サービス産業を含む地方部の経済活動の中心地である。マーケット・タウンは、地方部のみならず、イングランド全体で現在起きている社会的変化及び人口構造の変化の中心となる場所であり、そのことは、地方部における住民の生活、地域コミュニティの活力の維持に関して、「街(タウン)」が重要な役割を果たしていることを意味している<sup>11</sup>。

しかし、土地利用及び人口等に関する政府の分析調査の大半で現在使われている地方部及び都市部の地域の定義は、「街」について、小規模、中規模または大規模の別を考慮に入れていない。現在の定義では、人口1万人未満の「街」は、「地方部(rural)」のカテゴリーに分類されている。一方、人口が1万人以上であれば、規模の大小に関わりなく、全ての街が「都市部(urban)」のカテゴリーに分類されて

---

ある。ここでは、これらの言葉に対する訳語として「都市部」に対する「地方部」との言葉を使っているが、例えばバーミンガム、マンチェスターなどの地方都市は含まれない。

<sup>10</sup> 同法の施行により、田園地域庁は新組織「ナチュラル・イングランド」と「地方部コミュニティ委員会」に分割された。「ナチュラル・イングランド」は、田園地域庁と他組織との統合によって設置された。

<sup>11</sup> ここで「街」と訳している「town」に法的定義はないが、一般に、都市(city)より小規模であり、村(village)より大規模な集落がしばしば「town」と呼ばれる。マーケット・タウンの定義については後述参照。

いる。このことは、この定義を使った分析調査では、「街」における社会動向及び経済動向を調べるのが不可能であることを意味する。恐らくこうした事情に起因して、従来、シンクタンク等による調査及び政府の政策において、街の存在はしばしば見過ごされがちとなっていた。

このような現状を踏まえ、今回は、公的機関及びサービス産業が提供するサービス、人口、産業、雇用、貧困などの幅広い視点に立ったイングランドの「街」の分析が、ロンドン大学バークベック・カレッジの「地方部調査研究所 (RERC)」に委託され、その結果を基に、本報告書が作成されたものである。

## 調査の方法

「マーケット・タウン」の定義には様々なものがある。従来からある「マーケット・タウン」のイメージは、中規模または大規模の集落であり、その地域内にある公的機関または民間企業等が、地元住民及び周辺に位置する一つまたはそれ以上のより小規模な集落の住民に様々なサービスを提供している、というものである。こうした伝統的なイメージは、現在でもある程度、「マーケット・タウン」の実態を反映していると言えるが、人口の増減や経済の動向などの「マーケット・タウン」の現状を理解する手助けになるとは言えない。

今回の調査では、「マーケット・タウン」の定義に、RERC が策定した「地域階層 (Urban Hierarchy)」と呼ばれる地域の分類方法を利用した。「地域階層」では、地方部の人口 1500～4 万人の集落で、周囲を未開発の土地に囲まれ、都市 (city) と地理的に離れた場所にある集落は全て、「小規模な街 (Small Town)」に分類される。本調査では、「マーケット・タウン」の定義に、この「小規模な街」の定義を適用した。この分類方法に従うと、イングランドには計 1600 ヶ所以上の「マーケット・タウン」が存在することになる。

「地域階層」での地域の分類方法は以下のとおりである。

- ・都市部 (Metropolitan) — 人口 75 万人以上
- ・大規模な街 (Large Town) — 人口 25 万～75 万人
- ・中規模な街 (Medium Town) — 人口 10 万～25 万人
- ・その他の街 (Other Town) — 人口 4 万～10 万人
- ・小規模な街 (Small Town) — 人口 1500～4 万人
- ・小規模集落 (Small Settlement) — 人口 1500 人以下
- ・田園地域 (Rural) — 郵便番号が都市部の地域と重ならない地域
- ・その他 (Miscellaneous) — 軍の基地または大学のキャンパス。人口規模は

「小規模な街」と同じ

従来、「マーケット・タウン」の分析調査では、主に「マーケット・タウン」における公的機関または民間企業によるサービスの提供に焦点が当てられていたが、RERC の「地域階層」の分類方法を利用すると、データが入手できるあらゆる事項について「マーケット・タウン」の分析を行うことが可能になる。そのため、サービスを提供する公的機関や民間企業等は殆ど存在しないが、その他の点で特色を持つ「マーケット・タウン」について調査することも可能になった。今回の調査では、上記の分類方法を利用したことによって、「マーケット・タウン」の多様な性質、また「マーケット・タウン」がいかなる点で重要であるかについて、様々な観点から探ることができた。

## 調査の主な結果

調査の主な結果は以下の通りであった。

- ・イングランドの「小規模な街」の総人口は 2009 年時点で 1140 万人であった。これは、イングランドの全人口の 22%にあたる。
- ・2001～2009 年のイングランドの「小規模な街」の人口増加率は平均 4.3%であった。同時期のイングランド全体の人口増加率は同 4.7%であった。
- ・2001～2009 年のイングランドの「小規模な街」の人口増加数は合計 46 万 9000 人であった。この数字だけでは分からないが、年齢層別にみると、30～44 歳の小さな子供の親の世代の人口は減少しているのに対し、退職者の人口は増えている。また、3 ヶ所の「小規模な街」では、人口が減少した。
- ・イングランド全土におけるサービス業の事業所の分布を、「地域階層」の分類に従って地域カテゴリー別に比較すると、銀行、住宅金融組合、ガソリンスタンド、郵便局、中学校、スーパーマーケットは、「小規模な街」に最も多く設置されていることが分かった。
- ・2000～2010 年の郵便局の閉鎖率を地域カテゴリー別に比較すると、閉鎖率が最も低かったのは「小規模な街」であり、22.5%減であった。
- ・「小規模な街」及び「小規模集落」の住民の自宅から公共職業案内所 (JobCentre Plus) までの距離は、共に平均 6 キロメートルを超える (公共職業案内所では、失業者を対象に、求職、職業訓練、福祉手当の受給に関する相談を行っている)。

・イングランド全土に事業所を有する企業の事業所及び従業員の分布を地域カテゴリー別に比較すると、どちらも「都市部」に次いで「小規模な街」が2番目に多かった。

こうした企業の事業所は、全体の33%が「都市部」に、同21%が「小規模な街」に設置されている。従業員は、全体の36%が「都市部」で、同17%が「小規模な街」で雇用されている。

・2008～2010年の「小規模な街」における企業の事業所数の減少率は3%であった。同時期のイングランド全体の企業の事業所数減少率は2.7%であった。

・「小規模な街」の貧困率の地方別比較では、イングランド北東部及びロンドンで、「小規模な街」の貧困率が最も高いことが分かった。イングランド北東部では、「小規模な街」の世帯の72%、ロンドンでは同67%が貧困状態にある。一方、「小規模な街」の貧困率が最も低い地方は、イングランド東部(14%)、同南東部(12%)である。

## 【北部ドイツとオーストリア南部の州が姉妹都市提携支援事業を開始】ドイツ

EUの補助事業に「市民のためのヨーロッパ」というプログラムがある。2004年に開始されたこのプログラムの目標は以下の通りである。

「この事業の目標は、EU及びヨーロッパについての市民の理解を進めつつ、ヨーロッパの共存体制構築のための参加を促進することにある。事業を通じて、市民が国際交流や協力活動に参加し、共通のヨーロッパの理念があるという意識を持ち始めることで、ヨーロッパのさらなる統合に向けて動き出すことを可能にする。」

「市民のためのヨーロッパ」という事業は、自治体を含め、地域に根付いている組織や団体の事業に対して財政援助する補助事業である。EUの多くの補助事業と同様、EU内の国の組織が国境を越えて提携を組む事業形態が、補助獲得に有利となる。EUの構造基金の下のプログラムは、このようなパートナーシップが補助の条件となっていることが多い。

ドイツのバルト海にあるメクレンブルク・フォアポンメルン州(人口160万人)とオーストリアの山間地帯であるシュタイアーマルク州(人口120万人)は、姉妹都市交流を促進する

ため、EU パートナーシップを組んでいる。地理的条件だけを見れば、州の性格は異なっているが、多数の小規模市町村が存在するという自治体構造については似かよっていることに加え、隣接して新 EU 加盟国(ドイツではポーランド、オーストリアではスロベニア)があり、またソ連の崩壊前から東欧との姉妹提携を締結していたという類似点もある。それらを背景に、2州における3つの組織、シュタイアーマルク州、シュタイアーマルク市町村連盟及びメクレンブルク・フォアポンメルン市町村連盟では、自治体レベルでの国際協力の可能性と利点について広報し、既に存在する提携を再活性化させるため、「STAMP TO Europe」という EU 補助事業を実施することとなった。これは、「Styrian and Mecklenburg-Pomeranian training programme for town-twinning in Europe・シュタイアーマルク州とメクレンブルク・フォアポンメルン州のヨーロッパ姉妹都市研修事業」という英語のタイトルの略語から「STAMP」としたものだが、同時に「切手」という英語の意味から、切手もこの事業のシンボルとなっている。プログラムが重視しているのは、正式締結された姉妹都市の仕組みであり、EU の財源を利用して、既存の姉妹都市関係の再生や新たな活用を促し、また場合によっては、新設についても検討することである。

プログラムでは、2011年の1年間に、両州において様々な活動を行うこととされている。それぞれの州において6つのイベントの開催が予定されている。イベントには以下のようなものである。

- ① 「市民のためのヨーロッパ」という EU 補助事業が、地方自治体にとってどのような活用可能性があるものなのかについての説明。これには、補助事業の目的、内容、申請方法、資金制限、実施方法等が含まれる。
- ② 持続可能で、活発な活動を行っている姉妹都市の事例紹介
- ③ ドイツとオーストリアで姉妹都市交流の主役を務める「市民交流協会」の法的形態と設立についての情報提供。旧東ドイツ地域では、法人としての協会の普及は西部のように進んでいない。

このようなセミナーが、開催の場所や参加者層を変えながら開催され、参加者自身がさらに情報を普及・啓発することが期待されている。

また、地方自治体の申請作業を支援するため、現地へ訪問する申請支援チームも設立する。チームは、申請作業についての具体的な助言や支援を行うが、このような支援を受けた申請が実際に EU に提出され、認可された場合には、自治体はその事業を実施することとなる。

その他の活動としては、3月1日に行われた事業開始に当たっての共同記者会見がオーストリアのグラーツ市で開催された。また、オーストリアとドイツの姉妹都市のためのウェブページの作成、その他の資料やパンフの作成も予定されている。また、両

州主催の「ヨーロッパに最も開かれた自治体賞」も設定することとなっているが、その詳細はまだ明らかになっていない。

この事業の両州における総額は、122,885 ユーロであるが。そのうち 80% は EU の補助金で賄われているため、両州をあわせて約 25,000 ユーロのみの負担するとなっている。

「市民のためのヨーロッパ」は、2004 年から 2013 年の期間中には、以下の 4 つの分野を活動対象としている。

- ① 市民がヨーロッパのために活動する: 市民が姉妹都市関連の活動、または他の市民中心の活動にヨーロッパとかかわる
- ② ヨーロッパの活発な市民社会: 市民団体 (NPO) がヨーロッパのレベルで活動することを、全体的に、または事業ごとに支援を行う
- ③ 「合同のヨーロッパの実現」事業: EU の広報イベント、調査や情報ツールの開発
- ④ ヨーロッパの歴史保存事業: ヨーロッパの 20 世紀の歴史を風化させないように、ナチ時代やスターリン統治期間の被害者に関連する場所や記録の保存を目的とする事業

第 3 の事業では、EU 委員会主催の大型イベントや世論調査等の調査活動が対象となっているが、この分野については外部からの申請は受け付けていない。その他の分野については、地方自治体、市民団体、シンクタンク等の組織がすべて補助を申請できる。最低補助額は 1 万ユーロ程であるが、一定の自主負担も必ず要求される。2007 年から 2013 年にかけてのこのプログラムの総資金額は、2 億 1500 万ユーロとなっている。

#### 参照

Städte- und Gemeindetag Mecklenburg- Vorpommern, ‘STAMP to Europe’ - Vorankündigung

<http://www.stgt-mv.de/pub/19/560/index.htm>

Flyer on ‘STAMP to Europe’ from Steiermark

[http://www.europa.steiermark.at/cms/dokumente/11077412\\_2950520/73bb2a36/Stamp\\_to\\_Europe-Folder\\_web.pdf](http://www.europa.steiermark.at/cms/dokumente/11077412_2950520/73bb2a36/Stamp_to_Europe-Folder_web.pdf)

Europe for Citizens Austria – Programmes and funding allocated

<http://www.europagestalten.at/content.aspx?id=115>

Mecklenburg-Vorpommern Das Europaportal – Programmes and funding allocated

<http://www.europa-mv.de/suchen/ergebnis.htm?typ=euprojekt&id=37806>

Europaserver Steiermark – Gemeindepартnerschaften und EU-Fördermöglichkeiten

<http://www.europa.steiermark.at/cms/beitrag/11077412/2950520/>

European Commission Executive Agency Education, Audiovisual & Culture, ‘Europe for Citizens’ site

[http://eacea.ec.europa.eu/citizenship/index\\_en.php](http://eacea.ec.europa.eu/citizenship/index_en.php)



## 【裁判判決が州や地方自治体に与える大きな影響】ドイツ

ドイツの地方自治制度を含む政治行政制度は、ローマ法の伝統を受けた、体系化された法典に基づいている。連邦、州、地方自治体の活動や、異なるレベルの組織間関係についても、すべて法的規制の基盤の上に成り立っている。法の監視を行うのは裁判所であり、ドイツの制度には、行政裁判所制度がある。このため、連邦、州、地方自治体、あるいは異なる行政組織の関係が問題となる場合は、裁判手続きがとられることが普通である。

ドイツの体系化された法制度下では、憲法が一般法(普通法)より高い地位にあり、ある一般法が憲法に合致しているかどうかを問う「規範統制訴訟 Normenkontrollklage」という概念がある。ドイツにおける連邦憲法は「基本法」であるが、州にはそれぞれの州憲法が存在し、したがって州憲法裁判所がある。各州においては、地方自治体が、地方財政に関する問題や地方自治体再編等の問題をめぐって、憲法裁判所で訴訟を起こすことが少なくない。これらの問題に対して、裁判所の判決は政治行政活動に強い影響を与える。しかし場合によっては、裁判判決が政治の行動範囲を制限しすぎているのではないかという見方が、政界のみでなく、学界等からも出されている。

どのようなことが憲法裁判所の訴訟となっているかについて、以下に 2 州の 3 つのケースを紹介する。

### ラインラント・プファルツ州における二つの訴訟

2010 年末に、州政府や州内の地方自治体に大きな影響を及ぼす二つの憲法裁判所判決があった。その一つは、通学費用についての判決である。ラインラント・プファルツ州憲法裁判所は、2009 年の教育改革の下で導入された新制学校においては学生の通学費用が無料となっているのに対し、既存の学校群においては通学費用の一部について負担金を徴収するというのは、州憲法の「平等の原則」に違反し、違法であるという判決を下した。判決では、憲法上、通学費用の負担金をすべての学生から徴収することが可能であると明示されたが、同州の市町村を代表する組織「ラインラント・プファルツ都市会議」では、政治的背景から、すべての学校において親に対する通学費用の負担金を導入することは、非現実的であると見ている。このため、生徒の通学費用負担で既に赤字となっている郡及び郡独立市に対する負担が今後さらに増えることとなる可能性が大きいと見ている。従って、この状況を解決することは、地方自治体の業務のための財政措置を行う州政府の責任となるのだが、地方自治体は、実際に州から十分な財源が移譲されるかどうかを監視することとしている。

また、年末に判決が出された次のケースは、上記の例以上に重要とラインラント・プファルツ都市会議は考えている。同州の最高行政裁判所は、ある郡が、現行の州財政調整

法における交付金査定基準について起こした訴訟を、憲法裁判所に移管した。それは、一つの郡のみの問題ではなく、現行制度下の、基準交付金査定基準では、郡に適切な交付が行われていないと最高行政裁判所が判断したためである。最高行政裁判所は、「適切な交付」というためには、社会福祉の支出増加に合わせた、基準交付金額の増額が必要であるとしている。その増加分は、社会福祉手当等の増加率の少なくとも半分をカバーする額を意味するとしている。これから憲法裁判所で審査されるこの訴訟は、当該郡だけでなく、州内全域の地方自治体財政調整制度が問題となっている。すなわち、現行制度について、州憲法で規定されている「適切な財政交付の原則」、そして「配分の平等の原則」が守られているのかが問われることとなる。今年中に判決が出るかどうかは不明であるが、その結果がこれからのラインラント・プファルツ州の地方自治体に対する財政調整制度に、大きく影響を与えることは間違いない。

### ノルトライン・ヴェストファーレン州の訴訟

同州においては、別の重要な「規範統制訴訟」が始まったばかりである。2010年に州議会によって施行された法律が対象であり、これはドイツ統一の残債権を返済するため、年間8億ユーロが2019年までに必要となるという内容である。返済のため、州は地方自治体に負担を求めている。地方自治体は現在もすでに負担しているのだが、この法律により、総額20億ユーロの追加な負担を負うこととなる、とノルトライン・ヴェストファーレン都市会議は見ている。ノルトライン・ヴェストファーレン州の多くの市町村は既に財政危機に陥っているため、都市会議では、このような市町村の高すぎる負担には反対するという見解を表明し、残債権については、州政府が透明で理性的な負担配分に切り替えることを要求している。91市町村が2月7日に憲法裁判所に訴訟を起こしたが、それ以外の141市町村も支援の意思を表している上、郡からも支援の声が上がっている。同州内の地方自治体代表組織は次のような共同声明文を公表している。「地方自治体の難しい財政状況を考えれば、州が残りの返済額の負担を計算している新たな方法は、まったく受けられない。なぜならば、自治体の財政再建の努力を完全にむだにしているためである。地方自治体の高すぎる負担には反対する。統一後20年の時点で、返済の計算を変更することは違法である。」このように同州都市会議、郡会議そして市町村連盟は述べている。3団体は、ノルトライン・ヴェストファーレン州は現在州間財政調整により財源移譲を受けているため、地方自治体にこのような新たな負担を課す必要はないと見ている。

ノルトライン・ヴェストファーレン州では、負担を定めた法律の制定以降に政権交代があり、現在の政権は、憲法裁判所が判決を出すまでは、同法を凍結し、負担金を徴収しないと発表した。

### 参照

Städtetag NRW: Kommunen klagen gegen überhöhte Beteiligung an Kosten der deutschen Einheit

<http://www.staedtetag-nrw.de/stnrw/inter/presse/mitteilungen/003539/index.html>

Einheitslastenabrechnungsgesetz NRW

[http://www.im.nrw.de/bue/doks/100223\\_einheitslastengesetz.pdf](http://www.im.nrw.de/bue/doks/100223_einheitslastengesetz.pdf)

Ministerium für Inneres und Kommunales NRW, Einheitslastenabrechnungsgesetz

<http://www.im.nrw.de/bue/423.htm>

Städtetag Rheinland-Pfalz Press release 31.1.2011 - Paukenschläge

<http://www.staedtetag-rlp.de/index.php?menu=0301&>

Interview mit ARD Rechtsexperte Möller

<http://www.tagesschau.de/inland/moeller116.html>

Rechtsnews: Verfassungsgerichtshof: Fahrtkosten von Schülern in Rheinland-Pfalz

<http://www.anwaltmagazin.de/rechtsnews/2370-vgh-fahrkosten-von-schuelern-in-rheinland-pfalz.html>